

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第38期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社アトム
【英訳名】	ATOM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植田 剛史
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄四丁目2番7号
【電話番号】	052(249)5225
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務担当 宮川 拓
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄四丁目2番7号
【電話番号】	052(249)5225
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務担当 宮川 拓
【縦覧に供する場所】	株式会社アトム名古屋本社 （名古屋市中区栄四丁目2番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第1四半期 累計(会計)期間	第37期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	6,001,809	26,311,411
経常利益(千円)	65,220	1,174,525
四半期(当期)純利益(千円)	42,927	834,561
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金(千円)	2,973,273	2,673,273
発行済株式総数(千株)	普通株式 38,251 優先株式 9,000	普通株式 36,251 優先株式 9,000
純資産額(千円)	5,446,621	4,929,905
総資産額(千円)	14,402,478	13,821,292
1株当たり純資産額(円)	95.53	83.78
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	0.93	22.07
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	0.92	17.54
1株当たり配当額(円)	-	普通株式 1.0 優先株式 4.0
自己資本比率(%)	37.8	35.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	185,267	1,283,880
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	199,316	232,325
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	437,850	917,232
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,501,304	3,077,502
従業員数(人)	468	461

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	468 (1,258)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 部門別仕入実績

当第1四半期会計期間の仕入実績を事業の部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	金額(千円)	前年同期比(%)
すし部門	1,119,062	-
レストラン部門	1,150,119	-
合計	2,269,182	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 部門別販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	金額(千円)	前年同期比(%)
すし部門	2,484,769	-
レストラン部門	3,496,504	-
その他	20,535	-
合計	6,001,809	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当第1四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の低迷、原油価格や原材料、穀物価格の高騰等の影響により景気は減速傾向が続きまして。

外食業界におきましても、先行きの不透明感に加え、ガソリン価格や食料品、一般消費財の値上がりにより個人消費が低迷する中、食品偽装問題等の食に対する不快感から消費者離れの傾向にあり、ますます厳しい状況となっております。

このような状況の中、当社は、お客様のニーズを追求したメニューの開発、従業員教育の強化に努め、店舗の基盤強化を進めてまいりましたが、焼肉業態での競争激化による来店客数の低迷や、原材料価格の上昇、従業員不足改善のための人件費上昇など、経営環境は非常に厳しいものとなりました。

各事業部門の概要は以下の通りです。

すし部門

すし部門では新規出店はありませんでした。

改装につきましては、「にぎりの徳兵衛」直営店2店舗、「海鮮アトムボーイ」直営店1店舗を行いました。

この結果、当第1四半期末の店舗数は93店舗（直営店74店舗、F C店19店舗）となり、売上高は24億84百万円となりました。

レストラン部門

新規出店につきましては「鬮屋」直営店1店舗、「いろはにほへと」直営店1店舗、「NIJYU-MARU」直営店1店舗の合計3店舗を出店いたしました。

業態変更につきましては「がんこ亭」から「濱ふうふう」へ直営店1店舗、「ザ・フォーロン」から「ウイルビー」へ直営店1店舗、「唐楽家」から「韓の食卓」へ直営店1店舗、「がんこどり」から「濱ふうふう」へ直営店1店舗の合計4店舗（直営店4店舗）を行いました。また、「時の国歓喜」直営店がF C店へ1店舗異動いたしました。

閉店につきましては「がんこどり」直営店1店舗、「カルビ大将」F C店1店舗の合計2店舗（直営店1店舗、F C店1店舗）を行いました。

この結果、当第1四半期末の店舗数は174店舗（直営店159店舗、F C店15店舗）となり、売上高は34億96百万円となりました。

その他の部門

ロイヤリティ、加盟金等、「その他」の売上高は20百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期における店舗数は合計267店舗（直営店233店舗、F C店34店舗）、売上高は60億1百万円、営業利益は54百万円、経常利益は65百万円、当四半期純利益は42百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期の現金及び現金同等物の残高は35億1百万円となりました。当第1四半期におけるキャッシュ・フローは次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

1億85百万円増加いたしました。

その主要な要因は、売上債権の減少、減価償却費の計上であります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

1億99百万円減少いたしました。

その主要な要因は、有形固定資産の取得による支出、敷金保証金の返還による収入であります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

4億37百万円増加いたしました。

その主要な要因は、短期借入金の増加、長期借入金の純増加及び配当金の支払であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の対処すべき課題の状況に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の原状と見通し

当社を取り巻く事業の環境は、ガソリン価格や食料品、日用品の値上がりにより、外食への個人消費が低迷する傾向にあり、ますます厳しい状況となっております。

当社といたしましては、これらの状況を踏まえて、引き続きお客様のニーズを捉えたメニューの開発、サービスの強化、販売企画の提案など店舗営業力の強化に努めるとともに、以前より進めております駅前などのビルインタイプの立地への新規出店を積極的に進め、売上、来客数の確保に努めてまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、新規出店により3店舗が新たに当社の主要な設備となりました。その設備の状況は、次のとおりであります。

店名	土地		建物及び構築物 (千円)	その他 (千円)	投下資本合計 (千円)	従業員数 (人)
	面積 (㎡)	金額 (千円)				
轟肩屋 名古屋駅前店 (愛知県名古屋市)	(233.99) -	12,740	40,299	-	53,039	5
いろはにほへと 富士駅前店 (静岡県富士市)	(227.02) -	5,160	28,271	-	33,431	2
NIJYU-MARU 栄店 (愛知県名古屋市)	(196.41) -	4,279	40,318	-	44,597	2

(注) 1. 資産の金額は、帳簿価格で示しております。

2. 土地の()内の数字は賃借中のものであります。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前会計年度末に計画した重要な設備の新設、除去等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除去等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	111,000,000
優先株式	9,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	38,251,796	38,251,796	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第二部	-
第1回優先株式	9,000,000	9,000,000	非上場	(注)
計	47,251,796	47,251,796	-	-

(注) 第1回優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金が支払われた場合、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 200\text{円} \times 2\%$$

(2) 優先中間配当金の額

中間配当を行う場合、当社は、優先株主又は優先登録質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額を支払う。

(3) 累積条項

ある営業年度において、優先株主又は優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、優先配当金及び普通株主若しくは普通登録質権者に対する利益配当金に先立って、これを優先株主又は優先登録質権者に支払う。

(4) 非参加条項

優先株主又は優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株主又は優先登録質権者に対し、優先株式1株につき200円及び累積未払優先配当金相当額を支払う。

(2) 優先株主又は優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 買受け

(1) 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、優先株式のみを買い受けることができる。

(2) 優先株主は、当社が行う他の種類の株式に関する買受けについて、旧商法第210条第7項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第6項の招集通知の記載を要しない。

4. 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 分割又は併合

当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

6. 買取請求

- (1) 優先株主は、平成17年11月1日以降いつでも、優先株式1株につき200円に買取りの効力発生日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、旧商法の規定に従い優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。
- (2) 日割未払優先配当金相当額は、買取りがなされる営業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、買取りを行う日の属する営業年度の初日から買取りの効力発生日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。
- (3) 買取請求は、買取りの効力発生日が属する営業年度の直前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前営業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び買取りの効力発生日が属する営業年度において既に取りが実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

7. 転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成17年11月1日以降とする。

(2) 転換の条件

優先株式は、1株につき下記(a)及び(b)に定める転換価額により、優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

転換価額は、当初200円とする。

(b) 転換価額の調整

- (i) 転換価額は、優先株式の発行日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される（以下、調整後の転換価額を「調整後転換価額」という。）。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、かかる発行又は移転を合せて「交付」という。）（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合。

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合。

調整後転換価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額(旧商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合、

調整後転換価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (ii) 本第(b)項において、「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 上記(i)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、転換価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- 合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、転換価額の調整を必要とする場合、
- 第 号のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合、
- 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合、
- (iv) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整を行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (v) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- (vi) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (vii) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- 上記(i)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。)
- 上記(i)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- 上記(i)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額
- 上記(i)の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額
- (3) 転換により発行すべき普通株式数
- 優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。
- $$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$
- 交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- (4) 転換の請求により交付する株式の内容
- 当社普通株式
- (5) 転換請求受付場所
- 株式会社アトム名古屋本社
- (6) 転換の効力の発生
- 転換の効力は、当社所定の転換請求書及び優先株券が前記(5)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。
- (7) 転換後第1回目の配当
- 優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第341条の2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成17年7月14日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	500
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月14日 至平成22年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 (注)1 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は、旧商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 行使価額の調整

(a) 当社は、本社債の発行後、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、以下に定める各時期以降、当該調整後行使価額を適用する。調整後行使価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を交付（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合、
調整後行使価額は、振込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。
- () 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合、
調整後行使価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- () 新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額（旧商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合、

調整後行使価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (b) 「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (c) 上記(a)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- () 合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、行使価額の調整を必要とする場合。
 - () 上記()のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、行使価額の調整を必要とする場合。
 - () 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合。
- (d) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整を行わない。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (e) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とする。
- (f) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (g) 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- () 上記第(a)号()の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額とする。）
 - () 上記第(a)号()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記第(a)号()の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額
 - () 上記第(a)号()の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額
- (i) 行使価額の調整を行った場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞無く本社債権者に対して通知する。

株式会社ががんこ炎から承継された新株予約権は、次のとおりであります。
当社使用人等に対して交付している新株予約権（平成18年10月1日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	215
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	161,250
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,500
新株予約権の行使期間	自平成18年10月1日 至平成20年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 134 資本組入額 67
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社の規定による退任、定年退職等により、かかる地位を喪失した場合は、その限りではない。 本新株予約権者に対しては、新株予約権者が株式会社がんこ炎との間で締結した新株予約権割当契約が適用される。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡・質入・その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注)	2,000,000	47,251,796	300,000	2,973,273	300,000	300,000

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の株式転換

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 9,000,000	-	優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 184,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,991,600	359,818	-
単元未満株式	普通株式 76,196	-	-
発行済株式総数	45,251,796	-	-
総株主の議決権	-	359,818	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄は、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ9,800株及び50株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数98個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式83株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アトム	名古屋市中区 栄三丁目7番20号	184,000	-	184,000	0.4
計	-	184,000	-	184,000	0.4

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	409	398	410
最低(円)	391	390	393

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりであります。
役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	管理本部長	取締役	管理部長	中林 滋宜	平成20年 8 月 1 日
取締役	総務・人事担当	取締役	人事グループ マネージャー	伊藤 文暁	平成20年 8 月 1 日

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,501,304	3,077,502
売掛金	165,113	254,034
原材料	107,305	102,627
その他	683,637	564,492
貸倒引当金	415	550
流動資産合計	4,456,946	3,998,106
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	4,509,636	4,466,171
その他	1,738,689	1,638,726
有形固定資産合計	6,248,325	6,104,898
無形固定資産		
	84,521	85,670
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,972,613	3,029,615
その他	1,051,998	1,016,451
貸倒引当金	411,925	413,449
投資その他の資産合計	3,612,685	3,632,616
固定資産合計	9,945,532	9,823,186
資産合計	14,402,478	13,821,292
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,625,922	1,633,290
短期借入金	500,000	-
1年内償還予定の社債	180,000	180,000
1年内返済予定の長期借入金	1,499,702	1,547,162
未払法人税等	23,219	74,077
引当金	190,319	165,000
その他	1,544,526	1,414,281
流動負債合計	5,563,689	5,013,812
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	500,000	1,100,000
長期借入金	2,396,590	2,268,638
引当金	108,949	110,629
その他	386,628	398,306
固定負債合計	3,392,168	3,877,574
負債合計	8,955,857	8,891,387

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,973,273	2,673,273
資本剰余金	1,680,583	1,384,282
利益剰余金	846,369	947,500
自己株式	80,331	85,447
株主資本合計	5,419,895	4,919,609
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26,726	10,296
評価・換算差額等合計	26,726	10,296
純資産合計	5,446,621	4,929,905
負債純資産合計	14,402,478	13,821,292

(2) 【四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位 : 千円)

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	6,001,809
売上原価	2,257,753
売上総利益	3,744,055
販売費及び一般管理費	3,689,683
営業利益	54,372
営業外収益	
不動産賃貸収入	52,207
その他	21,576
営業外収益合計	73,784
営業外費用	
支払利息	20,697
不動産賃貸原価	41,263
その他	975
営業外費用合計	62,937
経常利益	65,220
特別利益	
貸倒引当金戻入額	488
特別利益合計	488
特別損失	
固定資産除却損	11,197
特別損失合計	11,197
税引前四半期純利益	54,511
法人税等合計	11,584
四半期純利益	42,927

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	54,511
減価償却費	173,695
賞与引当金の増減額(は減少)	32,114
支払利息	20,697
固定資産除却損	11,197
売上債権の増減額(は増加)	88,920
前払費用の増減額(は増加)	76,346
未払消費税等の増減額(は減少)	10,405
その他	63,642
小計	251,553
利息及び配当金の受取額	5,723
利息の支払額	25,625
法人税等の支払額	46,384
営業活動によるキャッシュ・フロー	185,267
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	186,843
敷金及び保証金の回収による収入	72,502
その他	84,974
投資活動によるキャッシュ・フロー	199,316
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	500,000
長期借入れによる収入	480,000
長期借入金の返済による支出	399,508
配当金の支払額	144,057
その他	1,416
財務活動によるキャッシュ・フロー	437,850
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	423,802
現金及び現金同等物の期首残高	3,077,502
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,501,304

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期会計期間から早期に適用しております。なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き賃貸借取引に係る会計処理を行っております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は、それぞれ345千円減少しております。</p>
	<p>棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、最終仕入原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積額の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、一般債権の貸倒見積高につきましては、直前期で用いた貸倒実績率を使用しております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産の減価償却費については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)								
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、9,538,873千円であります。</p> <p>2 保証債務 他社及び当社従業員の金融機関借入金に対して次のとおり保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(有)エムエフ富士 従業員</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">6,695千円 2,268</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">8,963</td> </tr> </table>	(有)エムエフ富士 従業員	6,695千円 2,268	計	8,963	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、9,442,178千円であります。</p> <p>2 保証債務 他社及び当社従業員の金融機関借入金に対して次のとおり保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(有)エムエフ富士 従業員</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">8,491千円 2,391</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">10,882</td> </tr> </table>	(有)エムエフ富士 従業員	8,491千円 2,391	計	10,882
(有)エムエフ富士 従業員	6,695千円 2,268								
計	8,963								
(有)エムエフ富士 従業員	8,491千円 2,391								
計	10,882								

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)								
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員給料手当</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">483,145千円</td> </tr> <tr> <td>その他人件費</td> <td style="text-align: right;">885,255</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">32,114</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">6,750</td> </tr> </table>	従業員給料手当	483,145千円	その他人件費	885,255	賞与引当金繰入額	32,114	退職給付費用	6,750
従業員給料手当	483,145千円							
その他人件費	885,255							
賞与引当金繰入額	32,114							
退職給付費用	6,750							

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)				
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">3,501,304</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">3,501,304</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	3,501,304	現金及び現金同等物	3,501,304
現金及び預金勘定	3,501,304			
現金及び現金同等物	3,501,304			

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 38,251,796株
優先株式 9,000,000株

2.自己株式の種類及び株式数

普通株式 173,083株

3.新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末残高(千円)
提出会社	普通株式	161,250	-
合計		161,250	-

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年4月25日取締役会	普通株式	36,067	1	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金
平成20年4月25日取締役会	優先株式	108,000	4	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

(2)基準日が当会計年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前会計年度の末日に比べて著しい変動が認められませんので、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期会計期間末の契約額等は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成20年 6 月30日)		前事業年度末 (平成20年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	95.53円	1 株当たり純資産額	83.78円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	0.93円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	0.92円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	42,927
普通株主に帰属しない金額 (千円)	9,000
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	33,927
期中平均株式数 (千株)	36,646
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	35,212
(うち支払利息 (税額相当額控除後))	
(うち事務手数料 (税額相当額控除後))	
普通株式増加数 (千株)	1,539
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

株式会社アトム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高山 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡野 英生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河合 宏幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アトムの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第38期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アトムの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。